

都市公園公衆トイレ清掃管理業務 仕様書

1. 委 託 名 都市公園公衆トイレ清掃管理業務

2. 業務期間 契約日～令和8年3月31日

3. 業務場所 下記のとおり

No.	名 称	大便器	小便器	多 目 的	計	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	弁天崎公園	3	3	1	7	2日に1回											167
2	亀丘公園	3	2	1	6	2日に1回											167
3	元居公園	2	3	0	5	2日に1回											167
4	今宮公園	2	1	1	4	2日に1回											167
5	大谷公園	3	3	1	7	2日に1回											167
6	金比羅公園	1	2	1	4	2日に1回											167
7	永田ダム公園	2	2	0	4	7日に1回											47

※大便器は女性用便器を含む。

※ポリッシャーによる床面清掃は年2回の実施とし、実施時期については老崎市と協議する。

4. 業務内容

○毎回使用者が気持ちよく使用でき不快にならないよう、適切な時間を費やし（平均便器1個当たり換算10分程度を目標に）常に清潔を保つことを心がけ清掃作業を行う。

○清掃箇所は便器外側・便器内部・手洗い場・壁・建屋内外であり、毎回適切な清掃用具・洗浄剤を用い清掃を行う。特に小便器の排水口の目皿部分等においては、においの元であるのできれいに清掃すること。

○清掃時に報告が必要と思われる故障等を発見した場合においては、市へ報告を行うこと。

○毎回ゴミ収集を行い、収集したごみは受託者の責任において適切に処理すること。

○清掃点検表を清掃箇所ごとに作成し、作業日時、作業者、作業内容等の記録を行い、清掃箇所の壁面に掲示すること。

○本契約における業務に関しては、「公衆トイレ清掃管理報告書」様式を作成し、翌月10日までに報告すること。

5. 負担について

《受託者負担》

○清掃用具 ○自動車及び燃料費

《壱岐市負担》

○トイレットペーパー ○洗剤・殺虫剤 ○ゴミ袋

6. その他

○委託料の支払いについては、契約額を11で除した額を、毎月払いとすることができる。

○周辺観光地の異変（ゴミの散乱・器物破損等）に気付いた場合は、直ちに市に報告すること。

○本契約において、虚偽の報告及び契約の不履行、明らかな手抜き作業などが発生した場合、契約を解除することがある。

○受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、予期し得ぬ事態により受注者で対応できない業務が発生した場合に限り、あらかじめ発注者の承諾を得ることで業務の一部を委託することができるものとする。